23	*Vipera ursinii*（ノハラクサリヘビ）	欧州の個体群以外の個体群（アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、エストニア、ジョージア、カザフスタン、キルギス、ラトビア、リトアニア、モルドバ、ルクメニスタン、タジキスタン、トルコ、ウクライナ及びウズベキスタンの個体群を含む。）	個体、加工品

備考　括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。

附　則

この政令は、平成二十七年十二月一日から施行する。

農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
環境大臣　大塚　珠代
内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第六十二号

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）の規定に基づき、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十七年十一月十一日　内閣総理大臣　安倍　晋三

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則

（定義）

第一条　この府令において使用する用語は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（通知の方法）

第二条　法第二十五条第一項の内閣府令で定める電磁的方法は、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。以下同じ。）を送信する方法とする。

（通知事項等）

第三条　法第二十五条第一項第七号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　消費者からの問合せを受けるための簡易確定手続申立団体の連絡先及びこれに対応する時間帯

二　簡易確定手続授権契約の締結を拒絶し、又は簡易確定手続授権契約を解除する場合の理由

三　簡易確定手続申立団体が二以上ある場合（これらの全ての簡易確定手続申立団体が連名で法第二十五条第一項の規定による通知をするときを除く。）にあっては、連名で同項の規定による通知をしない他の簡易確定手続申立団体が法第十四条の規定による簡易確定手続開始の申立てをしていること並びに当該他の簡易確定手続申立団体の名称及び電話番号その他の連絡先

2　簡易確定手続申立団体が法第二十六条第一項の規定による公告をする場合における前項第三号の規定の適用については、同号中「法第二十五条第一項の規定による通知」とあるのは「法第二十六条第一項の規定による公告」と、「同項の規定による通知」とあるのは「同項の規定による公告」とする。

（文書に記載される連絡先）

第四条　法第二十八条第一項の内閣府令で定める連絡先は、次のとおりとする。

一　電話番号

二　ファクシミリの番号

三　電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。第九条及び第十六条第二項において同じ。）

（電磁的記録に記録された情報の電磁的方法による提供の方法）

第五条　法第二十八条第二項の内閣府令で定める電磁的方法による提供は、次に掲げるものとする。

一　ファクシミリ装置を用いて送信する方法による提供

二　電子メールを送信する方法（当該送信を受けた簡易確定手続申立団体が当該電子メールを出力することにより書面を作成することができるものに限る。）による提供

三　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法（当該交付を受けた簡易確定手続申立団体が当該ファイルへ記録された情報を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）による提供

（説明の方法）

第六条　法第三十二条（法第五十三条第八項において準用する場合を含む。）の規定による説明は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。ただし、法第三十一条第一項の授権をしようとする者（法第五十三条第八項の規定において準用する法第三十二条の規定による説明をする場合にあっては、法第五十三条第一項の授権をしようとする者。以下この項及び次項において「授権をしようとする者」という。）の承諾がある場合には、法第三十二条（法第五十三条第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の書面（以下この項及び第三項において「書面」という。）の交付又は法第三十二条の電磁的記録（第二号及び第三項において「電磁的記録」という。）の提供による方法をもって足りる。

一　授権をしようとする者と面談を行い、当該授権をしようとする者に対し書面を交付して説明する方法

二　授権をしようとする者に対し交付した書面又はその者に提供した電磁的記録に記録された事項が紙面又は映像面に表示されたものの閲覧を求めた上で、簡易確定手続申立団体及び当該授権をしようとする者が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法により説明する方法

三　説明会を開催し、授権をしようとする者に対し書面を交付して説明する方法

2　簡易確定手続申立団体が次に掲げる要件を満たしている場合には、前項の規定にかかわらず、授権をしようとする者に対し、被害回復裁判手続の概要及び事案の内容並びに次条に定める事項（第三号において「説明事項」という。）が掲載されている当該簡易確定手続申立団体のホームページの閲覧を求める方法をもって足りる。

一　業務規程において、当該授権をしようとする者からの問合せへの対応に関する体制に関する事項が定められていること。

二　前号の体制が、複数の方法による問合せに対応できるものであり、これに対応する時間が十分に確保されているなど当該授権をしようとする者の便宜に配慮したものであること。

三　当該授権をしようとする者が、当該ホームページを閲覧した後、説明事項を理解したことを確認する措置が講じられていること。

3　前項の場合において、簡易確定手続申立団体は、当該ホームページを閲覧した者から求めがあるときは、書面の交付又は電磁的記録の提供をしなければならない。

（説明事項）

第七条　法第三十二条の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第二十五条第一項第二号から第六号までに掲げる事項

二　第三条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

三　簡易確定手続申立団体が二以上ある場合にあっては、他の簡易確定手続申立団体が法第十四条の規定による簡易確定手続開始の申立てをしていること並びに当該他の簡易確定手続申立団体の名称及び電話番号その他の連絡先

四　法第三十一条第一項の授権により簡易確定手続申立団体が行う業務の範囲

五　個人情報の取扱いに関する事項

六　簡易確定手続授権契約終了時の精算に関する事項

七　仮差押命令に係る仮差押えの執行がされている場合にあっては、その内容及び法第五十九条の規定に基づき平等に取り扱わなければならないこと。